4 月 号



## 07年5月10日(木)~12日(土)

日程(予定)

10日(木)

関空集合11:40

関空発 13:40 ~仁川空港着~ソウル市内 韓国自治体労働組合との交流

11日(金)

韓国の自治体訪問 自由行動

12日(土)

ソウル市の都市計画の現場に学ぶ(見学) 自由行動

仁川空港発~関空着20:50

費用 9万円程度

申込み締切 4月10日(火)

パスポートの準備を

連絡・問合わせ 京都自治体問題研究所 京都自治労連 (075)801-8186

取扱旅行者 国際ツーリストビュウーロー

(社) 京都自治体問題研究所 TEL • FAX (075) 241 - 0781 メール・kjitiken@jt2.so-net.ne.jp 土居靖範 発行人

(「住民と自治」4月号付録)

### (2007年4月号のおもな内容)

・新政策実現めざす景観ネット………2 職場 9 条の会めぐり ⑧ ………3 ・シリーズ 町村行政の今を考える …4 ・シリーズ 京都市政の今を考える …5 ・シリーズ 都市行政の今を考える … 7 ・シリーズ 京都府政の今を考える …8 ・新連載 京都・保育によせる ………9 · 京都経済研究会報告 …………… 11 ・検証 京都の市町村合併シンポ …… 12

## "新しい景観政策の実現をめざす"きょうと景観ネット

#### 中林 浩 (平安女学院大学教授・当研究所副理事長)

京都市議会は3月13日の新しい景観政策にかかわる6つの条例を採択した。都心部の高さ規制を31mから15m(幹線道路沿いは45mから31m)を最大の特徴とする画期的な大転換である。野党の共産党は当初から賛成であったが、与党は最終盤まで態度が決まらず、また宅建業界などから事実をねじまげた新聞の意見広告が出されたり、採択は予断を許さない状況であった。まちづくり市民会議・自由法曹団京都支部・新建築家技術者集団京都支部の三者が呼びかけて、この春の市議会での成立を促すために「きょうと景観ネット」をたちあげ活動を続けていた。

議論不十分だという声もあるなか、われわれが必要だという理由の第一はこの施策は緊急性があることである。1年遅れれば、その間にもますます悪くなる。げんに駆け込みの高層ビル建設が急増していた。また、この春の議会を逃せば、トーンダウンして施策全体が流産する危険さえあった。

第二は、こうした問題はすでに議論を重ねてきたという事実があることだ。1980 年代の景観論争いらい多くは反対運動というかたちをとる場合が多かったが、建設的な提案もし議論をつみあげてきている。まちづくり運動側が勝利した結果でもある。真に民主的なボトムアップ型のまちづくりのしくみがただちに確立できるわけではないので、この時点はむしろ景観の議論をより活発に大胆な政策転換により市民的に展開するスタートラインを築く局面であった。

そして、第三は新しい施策の内容はおおむね妥当だということだ。高さ規制、盆地の景観の重視、山並み(とくに五山の送り火)が見えること、中心市街地の重視、世界遺産などの周囲を広く規制の対象としていること(しかも世界遺産に追加するよう運動側が求めていた京都御苑・修学院離宮・桂離宮も同等の扱いをしている)など。壬生や西の京を景観地区(美観形成地区)に含めていることなども画期的である。

第四はデザイン基準の論争・充実は条例を出発点としたらよいということだ。議会で採択される条例本体では景観規制の大枠が決められるが、詳細なデザイン基準は市長や事務局により施行規則や審査基準などで定められる。現実に即した柔軟なものとなるよう、これからの運動こそ重要である。

市当局もいっている「成長するデザイ基準」を実現することが重要である。市も出された意見に応じ修正案をだしたことなどは、デザイン基準が「成長する」一過程になったのではないか。皮肉なことに、不当な意見広告は結果的には市民的な関心事とすることにも

貢献している。

これまでまちづくり運動は、景観破壊が大規模に進行していたので、大景観の保全に集中せざるを得なかった。電線地中化・広告物・屋根や壁面のデザインなどをとりあげる段階にはいることができなかった。そうした議論を市民的に展開するうえでも、条例の制定は重要な役割を果たすものと考えられる。

日本の他の都市への影響は大きい。とくに大都市のあり方を展望するときに重要な意味をもつ。京都市は歴史的建造物が多い古都であり、例外的な大都市であるかに位置づけられている。が、自然環境と豊かにふれあえる形状をとどめていて、中心部に日常生活や工業があるから美しいのだ。近年の世界の都市計画理論では混合土地利用(mixed use)がキーワードであり、住宅や商業・工業が秩序だって混ざることはたいへんむずかしい。それを存続し続けてきた京都市域の優位性は他の大都市の模範となる。

建設行政は一方で景観法を制定するが、惰性の高速道路建設、規制緩和による大規模開発に歯止めをかけていない。今回の景観施策は地域破壊が底打ちとなる大きな一歩となるにちがいない。

#### 憲法守れ・職場9条の会めぐり ⑧

西京教職員9条の会の設立とあゆみ

森 晋一(京都市教職員組合西京支部支部長)

私たちは西京区に在住し、または西京区の学校に勤務している現職の教職員、退職した 教職員で『西京教職員9条の会』を2005年7月に設立しました。この会の趣旨や活動 内容は、下記の通りです。

今、自民党・民主党は日本国憲法を変え、とりわけ9条を変えて、アメリカと一体に世界の紛争地域に、いつでもどこへでも、軍事力を行使できるようにして行こうとしています。この様な情勢に対し、憲法を守り平和な日本、そして、国際紛争は武力による解決でなく平和的な解決の道をすすめる為に、日本の役割を発揮しようと『9条の会』が昨年つくられました。全国でもこの『会』に賛同し、地域、分野、職域などで多様な「○○9条の会」がつくられ、かつて無い規模で運動が広げられています。

この運動の趣旨に賛同いただき、教職員として連帯し、平和教育をすすめ、憲法・9条を守り発展させるために、ご協力ください。賛同していただける方は、賛同者に名前を連ねてください。また、賛同募金に協力して下さい。もっともっと多くの人たちで、運動の展開をすすめていきましょう。

- 1. 名称は「西京教職員9条の会」とする。
- 2. 会の趣旨

「9条の会」の趣旨(アピール)に賛同し、再び教え子を戦場に送り出し、戦争による 犠牲者を出さないために、教職員として、日本国憲法を守りとりわけ9条を守る事を、多 くの国民・教職員・子どもたちに訴えていくために、『会』を発足させる。

3. 組織は、西京の在住で現在の教職員、または退職した教職員、および西京の公立・私立学校に勤務する教職員で、9条の会の趣旨に賛同するものをもって構成する。



#### 4. 活動内容は、

- ・日本国憲法・9条の 学習会を開催する。
- ・平和教育を推進する
- ・広く西京の住民や生 徒たちに9条の大切 さを訴えていく。
- その他、相互の交流など ー

という賛同の呼びかけを 2005年7月25日の設 立総会(**写真**)後おこない

活動をしてきました。以後、映画「父と暮らせば」上映会、平和ミュージアム見学会、西京憲法ネットの学習会や桂駅西口での宣伝や教育基本法の学習会への参加など細々とですが活動を続けています。

#### シリーズ 町村行政の今を考える ⑥

合併後の町で働きやすい労働条件を求めて 京丹波町職員組合

京丹波町職員組合は、3町合併による「京丹波町」が発足した10月11日に先駆けて9月22日、瑞穂山村開発センターにて設立大会を開催し、組合員の賛同を得て誕生しました。合併前、私たちの賃金・労働条件について旧町職員組合として、交渉を申し入れてきましたが、成果は得られず、それら継続課題を引き継いでの活動となりました。

職員組合として、就任直後の松原町長に対し、「05人勧についてマイナス改定を行なわないこと(基本給、扶養手当のマイナス改定)不利益遡及の不実施、給与制度見直し勧告に基づく水準引き下げ・給与構造の見直し・査定給などの成果主義の導入を行わないこと」を申し入れました。その際、町長は職員組合に対して、「(今後の施策について)独断で行うことはせず、組合と話し合いながら、財政とも相談して改革をしていかねばなら

ない。」という考え方を示しました。しかし、05人勧が実施されることとなり、組合としては実施に抗議の声を上げ、不利益遡及の実施は阻止しました。

「給与構造の見直し」勧告については、平均4.8%の俸給水準引き下げ、成果主義や職務職階の強化を基本的な狙いとした給与体系であり、職員の生活設計・仕事への意欲を大きく揺さぶるものでありました。これに対して職員組合として3回にも及ぶ申し入れを行ない当局の考えを問いただしました。当局は議会上程を決めた上での組合への説明を行い適正な労使間協議が行なわれないまま強行しました。「給与構造の見直し」勧告について4月7日の当局との交渉にて抗議を行い継続交渉として一部撤回を求めています。

2006年春闘要求書は、合併後の昇給月の統一により本年1月に昇給が無かった職員は3ヶ月延伸になったこと、旧町で認められていた特別勤務手当(ごみ汚物処理作業手当、畜犬等取扱手当、税務手当、保育士手当、病院・診療所・歯科診療所の事務職員と保健師の危険手当、水道現場での時間外手当加算、年末年始時間外休日勤務手当加算、年末年始除雪手当加算)を該当職員に支給すること、参観日休暇を制度化すること、職員駐車場協力金の徴収をやめ、徴収済分を返還すること、職員組合の活動に専免を認めることなど町合併により改悪されたことを中心として要求いたしました。しかし、要求書の回答は「できない」一辺倒であり納得いくものではありませんでした。

京丹波町職員組合としましては今後も、この改悪された部分を中心として粘り強く当局に要求していきます。

#### シリーズ 京都市政の今を考える ⑤

地域における区役所の役割と課題一北区役所の仕事から 池田 幸繁 (京都市職労北支部書記長)

#### 1 はじめに

北区役所では、地域の特性を生かしたまちづくりを推進することを目標に、平成12年度に北区基本計画「いきいき北区プラン」の策定を行い、その実現に向けた基本施策の推進に取り組んでいます。基本施策は、北区の特質である「京野菜・西陣織・北山杉」「文化財」「学生」「自然」や課題である「防災」「少子長寿化」などのキーワードをもとに、安全安心のまちづくり・地域福祉の増進・子育て支援の充実などの具体的取組みを進めています。また、地域の総合行政機関としての区役所の機能強化及び区役所・福祉事務所・保健所・青少年活動センターの総合庁舎化を推進してきました。

しかしながら、特に市民との関係において、公共サービスの質の向上と提供方法の改善 や幅広い地域の団体との連携・協働による市民参加の推進などの課題があります。

#### 2 地域のまちづくりの拠点としての区役所とその課題

区役所が区民主体で行うまちづくりの拠点として、地域のニーズを的確につかみ反映させていくには、区行政の総合性の向上を図りつつ、区の権限・機能の強化を図っていかなければなりません。区役所では、市政協力委員等を通じて、区の課題や区民要望を把握し、各局との協議・調整を行っています。区役所と関係行政機関との間においては、行政区内の課題解消に向け、区役所の依頼に基づく措置の実施のほか、対応策の協議・調整が行われています。しかしながら、予算編成において、幅広い区民からの意見や地域の視点からの意見を反映させる仕組みが明確になっているとはいえず、部署間・関連行政機関との連絡も行事予定の範囲にとどまっていることがあるなど、問題があります。

また、区民の自主的な活動を支援する仕組み・制度について区役所への「まちづくり支援スタッフの配置」が検討されています。まちづくりにおいては学区担当制を導入し、地域の担い手との顔が見える関係を築いていくことが必要です。

本来職員一人一人が、自治体職員として自分の働く行政区を知っていることは基本と思うのですが、3年~5年の定期異動で北区の地域特性をあまり知らないまま違う局・事業所へ異動してしまうのが現状です。

また、誰でも使える身近なまちづくり活動拠点「暮らし工房」づくりや学生や若者の力を地域づくりに活かす取組みへの支援、大学によるまちづくり活動への参加支援なども一部実施されていますが、具体化は今後の課題です。

地域のまちづくりの一つの活動拠点としての区役所ということでみると、まちの活動センターのようなイメージで市民が集うようなものには程遠く、活動の場や活動の情報を提供しているというのが現状です。

#### 3 区民と区役所の連携・協同によるまちづくり

昨年度、北区の安心・安全のまちづくりの事業として、柏野学区において災害に強いま ちづくりを進めるため、地域住民・区役所・消防・警察などが一体となり、ワークショップや防災訓練を行いました。

その取組みを通じて夏祭りが地域住民からの声で復活したことなどは、成果であったと 思います。

安心安全のまちづくりなどの身近な課題は、学区を基礎単位として対話を進めていき、 区民と区役所の協働によるまちづくりのモデル事業としての実績を積み上げ、まちづくり 活動への理解や関心を高めていくことが必要だと思います。

区役所が最も市民に身近な総合行政機関として、今後役割を果たしていくには、やはり そこに働く職員が、事務的に対応するのでなく、丁寧な対応を心がけ、身近に相談にのっ てもらえるような場所でなければならないと思います。

私もまず、そのことを念頭に仕事をしていきたいですし、地域に出て行き、北区のまちづくりにも関わっていきたいと思います。

#### 都市行政の今を考える ⑥

口丹波に児童相談所の設置が、今、ぜひ必要 杉本 智(亀岡市職員組合)

#### 1 市に虐待通告窓口が置かれた

児童福祉法の改正により、市区町村に児童虐待防止窓口の設置が義務づけられ、亀岡市ではこども福祉課にその窓口が置かれ、私がその担当者になった。

窓口としての業務を行う一方で、児童相談所、警察、保健所、教育委員会事務局、福祉 関係各課、保育園、幼稚園、保健センター、病院及び主任児童委員会等の関係機関で構成 されたネットワークの事務局としても活動し、月1回の定例会議やケース会議で情報収集 と各機関の役割分担の調整なども行っている。

児童虐待の通告があったときは、このネットワークによるケース会議で対応をはかり、 各機関が連携して問題の解決に取り組んでいる。

#### 2 市の対応には限界が

市の各機関では、子育て不安や、子育てによるフラストレーションを訴えるケースなどに対しては、子育て支援センターによる支援、保健センターの保健師による指導等を行い、また、ネグレクト等でもあまり深刻でないケースに対しては、保育所・学校等での児童及び親の見守り・助言等を行っている。

しかし、子供の身体や命に今にも危険が及びそうなケースであれば、直ちに児童を強制 的に保護するなどの法的権限を持った機関が対応しなければならないことは言うまでもな い。これができるのが児童相談所ということになり、場合によっては警察が動かなければ ならない。

#### 3 遠い児童相談所

亀岡市を担当する児童相談所は、京都市上京区にある京都府京都児童相談所である。亀岡市民がここに行こうと思えば、JR嵯峨野線と地下鉄で1時間はかかる。また、当所の職員に出動を要請しても同様に時間がかかってしまう。このように緊急の場合の対応には大きな障害となってしまうことになる。さらに、同所は、亀岡市のほかに向日市・長岡京市・南丹市・乙訓郡・船井郡を所轄している。南丹市や船井郡からは、さらに遠い児童相談所ということになる。

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく様変わりしてしまった今日、市町が窓口の役割を果たすとともに、口丹地域にも児童相談所の設置が求められているのではないだろうか。

#### シリーズ 京都府政の今を考える ⑧

談合不正根絶に役立つ入札制度改革を現場からみる 長岡 達也(京都府職員労働組合・土木建築部会)

昨年12月に、全国知事会が入札談合等の不正根絶を宣言するとともに、その具体策として「都道府県の公共調達改革に関する指針」を決定しました。また、総務省も、市町村を含めた地方公共団体における入札契約適正化方策を2月に決定しています。ここ京都府においても、ほぼ指針に沿った「改革」がまさに現在進行形で進められています。

今回の入札制度等の改革の直接の発端は現職知事による官製談合の相次ぐ摘発等によるものであり、「政治・利権・金」といった根本問題にメスを入れず、「制度の改革」で談合を防止するという姿勢に、現場でまじめに業務に関わる職員は疑問を持たざるを得ません。すでに、内部職員からの不正の通報先として外部の弁護士事務所を追加したり、発注事務に関する「倫理規程」を策定したりしていますが、この「倫理規程」にしても、当然問われるべきは知事をトップとした権限を有する者の「倫理」であるはずなのに、どこでどう間違ったか、逆に末端の職員に対する不正防止や倫理の強要にしか読めないような中味となっています。それに、天下り等を含めたOB問題などは全く対策が聞こえてきません。

そうは言っても、「新聞報道」で大きく取り上げられ、かつ、現場で大きく影響するのはどうしても「制度改革」の部分となってしまいます。具体的には、「全ての入札を電子入札にする」、「1千万円以上の工事は一般競争入札」、「1千万円未満も指名業者数を2倍から3倍にする」、「(価格だけでなく技術力や提案力を加味する)総合評価方式の拡充」という方針です。公共建設事業の入札件数の大半を執行している土木建築部の出先公所は、突然トップダウンでやってくるこうした方針に、全く現場をわかっていないと怒り心頭状態です。この間、府職労土木建築部会は、京都府当局に対して必要な職場体制・職場環境の整備を求めるとともに、拙速な導入が発注者・受注者双方に相当な混乱を起こすことになることを警告し、導入時期を含めた協議を求めています。確かに、ここ京都府だけが突っ走っているわけではなく他府県でも方向は同じですし、現在の入札制度が問題ないわけではありません。しかし、こうした「改革」を矢継ぎ早に進める京都府当局のあり方に、以下何点か問題を指摘しておきたいと思います。

ひとつは、やはり実際に入札契約業務を執行している職場の体制問題です。入札は対外的に決してミスが許されない業務ですが、導入されている「電子入札システム」が非常に 手間のかかるシステムで、全面電子化となれば人員増がなければまともな運用ができません。指名業者数の増や、一般競争入札等の複雑な入札執行も加われば、人的体制がなければ決してまともに運営できません。しかし、当局はそういうことは全く考慮しませんし、 人だけでなく、パソコンやパソコンソフトの導入すら十分にする気がありません。『現地・現場』と言いながら現場の体制には全く関心がないのが現状です。

もうひとつは、業者側の問題です。零細業者も全て電子入札に対応出来ないと公共事業から門前払いとなります。この2月から模擬電子入札を実施していますが、登録業者数やテスト参加業者数が少なく、4月から本当に全面導入できるのか疑問です。模擬入札中も業者から寄せられる質問対応に四苦八苦状態であり、「これで本番を迎えたらえらいことになる」という危機感が蔓延しています。

そして、果たして知事会や総務省の言うように、電子入札や一般競争入札や総合評価方式といった入札制度・入札業務のウルトラな複雑・煩雑化の代償として、本当に談合防止が可能なのか、という問題があります。最近も総合評価方式で技術提案の中味も含めた談合をしていることが報道されたりしています。いかに制度を複雑化しようと、それだけでは談合防止にはなりえませんし、逆に制度は単純なほど不正が入り込みにくいという議論もあります。

格差社会、競争社会のひずみが、現代の最大の問題になってきている中で、入札もひとつの「競争」です。「公正」を確保するために入札という「競争」を必要とする社会そのものとは何なのか、思いめぐらさざるを得ません。これは、生産とは直接関係ない半分だましあいのような競争入札のために、発注者側も受注者側も膨大な人的物的エネルギーを注入せざるを得ない、そんな状況の中に置かれた一担当者のぼやきでしょうか。

新連載 京都によせる・保育によせるわたしの想い ①

はじめに……美瑛から近況を語る

熊野 英子・元保育所所長(北海道美瑛町在住)

わたしは、昨年3月末で33年間(朱い実保育園3年、大山崎町30年)の保育士生活にピリオドを打ちました。在職中は大病もせず毎日元気に楽しく働き続けられたのも、多くの仲間、保護者、子どもたちのあたたかさ、やさしさに支えられたお陰だと深く感謝しつつ、一足先に退職して美瑛町に移住している夫のあとを追いかけたのです。

友人たちは"なぜ北海道に?""寒いのとちゃうの?"と心配してくれました。でも、 その友人たちも訪ねて来てくれた時、この素晴らしい大自然の景色に"なるほど"と納得 してくれるのでした。

美瑛町に移住するきっかけは、息子が5年前に仕事で美瑛町在住の知人宅にお世話になり、わたしたちが挨拶を兼ねて訪れた時です。雪解けの十勝岳連峰、丘の美しさにスッカリ魅せられました。しかも、ご近所で最もロケーションがいいと思われる場所の家が売りにでており、つい購入したことに始まります。

そして、とうとう美瑛町民になることに……

"美瑛町ってどこにあるの?"ってよく尋ねられます。旭川市と富良野町の間にある人口11500人の小さな町(面積は東京23区とほぼ同じ)で「パノラマロード」「パッチワークの丘」など広々とした丘や「ケンとメリーの木」、十勝岳・旭岳など活火山を中心とした大雪山と温泉で有名な観光地です。

わたしは、子どもの頃から山菜摘みが好きでした。"食べられる"物には目がなくて、蓬、土筆、イタドリ、ワラビ、ゼンマイなど、春が来るとうれしくてよく摘みにでかけました。保育のなかでも散歩途中で子どもたちと摘んでは、保護者に調理法を教えてあげたものです。最近大山崎町でも、こういう自然の物が少なくなり、京都の周辺まで出かけないと沢山手に入れることは容易ではありません。

でもこちらでは、我が家の庭先に蕗、土筆、野苺などが沢山あるし、一歩近所の丘や農道に足を伸ばせばワラビ、ゼンマイは勿論のこと、タラの芽、ウド、コゴミ、山葡萄も至るところにあります。冬の季節を除いて自然の恵みの豊かさは、京都ではちょっと想像がつかないことでしょう。

丘では農家の方々がジャガイモ、小麦、トウモロコシなどの生産の場として農作物を栽培しておられるのですが、その丘の風景は絵画のように美しく、美瑛を訪れた誰もがその広大で大陸的な景色に魅了されてしまうようです。

我が家の敷地内には、大きな窓から十勝岳連峰が一望できるとても景色のよい別棟があり、眠らせておくのは勿体ないと思い、昨年6月に1日1組限定の宿「彩風(あやかじ)」としてオープンしました。

とても好評で、冬になってもカメラマンなどの宿泊客に恵まれて全国各地(外国の方も 含めて)の人たちと知り合いになりました。

"また、来まーす""また、泊めて下さいね"という言葉やハガキ、メールを頂くと"よかったなあー"と幸せな気分になります。

人とのつながりや輪の深さの大切さは、仕事内容が違っても33年間子どもたちや保護者から学んできた「共に育ち合う」という保育の原点と何ら変わらないのだなあと感じています。

初心忘れるべからず……これからも形は違っても心豊かにお客様をおもてなしして、多くの方々からエネルギーをいただけたらと思っています。

そして、今は、京都より一月遅い雪解けの春をワクワクしながら待っているのです。

#### 熊野英子さんの略歴:

1971年(昭和46年) 12月~1975年(昭和50年) 5月 朱い実保育園 勤務 1975年(昭和50年) 6月~2006年(平成18年) 3月 大山崎町(保育所) 勤務

#### 京都の経済を考える ⑤

大型店問題について〜熊本県の大型店出店と撤退を事例に 京都経済研究会事務局 大貝 健二(京都大学大学院)

第7回京都経済研究会は、1月17日に行われました。今回は、奈良女子大学の井上芳恵氏より、「大型店問題について考える一熊本における大型店出店と撤退を事例にして一」というタイトルの下、①熊本県下で地元スーパー倒産後の大型店出店や、中心市街地からの大型店撤退後の状況、②大型店の出店・撤退に対する行政対応、③大型店の出店・撤退に対するルールの必要性に関して報告されました。

まず、①地元スーパー倒産後の大型店出店状況に関しては、2001 - 02 年に熊本に本社があった寿屋、ニコニコ堂が相次いで倒産したことを契機に、イオン系大型店( $1 \rightarrow 12$  店舗)や、広島に本社を置くイズミ( $0 \rightarrow 5$  店舗)が、郊外へ積極的な出店を行っていることが明らかにされました。また、熊本市周辺の大型店店舗面積上位 10 店舗をみると、これらの店舗は半径 10 キロ圏内に集中していることが注目されました。

さらに中心市街地からの大型店撤退後の状況として、中には空き店舗を活用しているところもあるものの、再開後も再び閉鎖・休業に至るケースや、テナントが撤退するケースも複数確認されていることが説明されました。

次に、②大型店の出店・撤退に対する行政の対応では、1997 — 2002 年の調査結果を基に、 大型店の出店前、営業中、及び撤退後の時期に分けて検討されました。大型店の出店前の段 階では、出店に関して有効な規制・誘導策はとられていないこと、営業中では、企業の経営 状況に関する情報がほとんどないため、地元住民や行政サイドによる関与の機会がえられな いこと、そして撤退後は、雇用面、融資面での対応、さらに跡地の活用問題に対して、対応 が後手に回らざるをえないという問題点が挙げられました。

最後に③大型店の出店・撤退に対するルールの必要性については、熊本県の『大型店の立地に関するガイドライン』が事例として紹介されました。このガイドラインは、豊かな地域コミュニティの実現のために、大型店と地域住民が相互に連携を図ることを目的とし、大型店の進出に関して、「出店計画書」及び「地域貢献計画書」の作成、及びその説明会の開催を盛り込むことにより、情報の共有を図り、地域が大型店の行動に関与することを目指していることが紹介されました。また、既存店についても、後者の計画書の提出が義務づけられており、それらがホームページ上に公開されているとのことです。

報告は、熊本県の事例を基にしていましたが、③の取り組みは、福島県条例とともに全国的にみても画期的であり、先進的な事例です。大型店の出店が著しい京都府南部や、再開発計画が具体的になりつつある京都駅周辺の問題を考える際に、とても示唆的な報告でした。

# 住民自治の力で地域再生を 検証一合併シンポひらく 桑原 由美子(京都自治労連副委員長)

2月18日福知山市大江町のあしぎぬ大雲の里で合併シンポジウム「検証・『京都の市町村合併』が開催され、自治体労働者、学者、住民、議員など45名が参加しました。

岡田知弘京都大学大学院教授は記念講演の中で、地方自治体にとって、「事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識を持っているという社会的基盤…(63 年最高裁判決)」が必要条件であり、改めて自治体の「広さ」が問題になってくると強調。合併した自治体で広がっている地域づくりの主体形成と、地域自治組織について紹介し、今後の住民自治の方向を示されました。

その後、教育・医療など分野や、京丹後市、伊根町、舞鶴市、南丹市、宇治・城陽、福知山の各地域から報告があり、あらためて合併により、財政、住民のくらし、地域経済、住民自治などすべての点で地方自治体が崩されている実態が明らかになりました。

交流の中では、どちらの道を選んだ自治体も今日の財政危機の中であえいでいますが、合併の道を選んだ自治体では、合併を前に基金を食いつぶすなど、合併1年目から財政が破綻して、見直しが迫られているなど財政規律がゆるんでいます。

一方、きびしい中でも自立の道を選んだ伊根町では、愛する伊根町を守る会を中心に、学習し、長野県 秦阜村の視察などで確信を深めて、「小さくても輝くまちづくり」の提言をまとめ、行政と住民が一体となって自立のまちを作っていこうとされています。

南部の宇治・城陽・宇治田原・井手では「中核都市をめざす」とする合併の動きが進行していますが、 根拠に乏しく砂利採取の跡地利用など自治の発展とは違った動機での動きが取りざたされています。

三位一体の改革の中で、交付税の削減が進み、地方の財政は深刻で、「集中改革プラン」による徹底したアウトソーシング計画が進められています。

京丹後市では、市が 100 %支出する「人材派遣会社」の設立や、福知山市などでもみられる支所機能の縮小など、人件費の縮減を最大目標にした本末転倒な「改革」がすすめられています。 舞鶴からは、まち研の報告があり、住民による財政分析も始めようとしているという報告がありました。また、乙訓でも自治研の開催が計画されています。

今回のシンポジウムでは大変たくさんの情報をいただくことができました。やはり集まって交流する場があるということは大切です。

岡田教授からもまとめの中で、合併について(1)財政(2)住民のくらし(3)地域自治組織(4)住民自治の各分野から検証していくことが今後も必要で、毎年こういう集会を開催してゆく必要があること、2月に小さくても輝く自治体フォーラムが開催されたが、賛同自治体が67にまで広がり新しい流れとなっていることーなどの報告がありました。今後、より多くの住民と共に、合併について検証する運動を各地域で行っていくことが必要ではないでしょうか。